

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）等」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）等」について、令和7年5月21日（水）から同年6月19日（木）までの間、意見募集（パブリックコメント）を実施した結果、67者から計122件の意見提出がありました。

その詳細は次のとおりです。

1. 意見募集方法

（1）意見募集期間

令和7年5月21日（水）～同年6月19日（木）

（2）意見募集の周知方法

環境省ホームページ及び電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

（3）意見提出方法

e-Govを介したインターネットによる提出、郵送又は電子メール

2. 意見募集の結果

（1）意見提出者数

67者

内訳は以下のとおり

	e-Gov	メール	郵送	合計
個人	56	0	3	59
団体	7	0	1	8
計	63	0	4	67

（2）意見の総数

122件

（3）御意見の概要及びその対応について

別紙のとおり

御意見の概要及びその対応について

No.	御意見の概要	対応
1	〈2（1）①〉 政令で定める危険鳥獣は、ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカの4種を定めるべきである。 政令で定める危険鳥獣にイノシシは含めるべきでない。	法第38条において住居集合地域等における銃猟を原則として禁止しているとおり、人の生活圏において銃器を使用することは、それ自体、生活環境の保全の観点から望ましい方法ではなく、銃猟を認めるとしても可能な限り抑制的である必要があります。 このため、緊急銃猟の対象となる危険鳥獣は、 ・ 現に人家周辺での人身被害が多数確認されており、 ・ 銃器を使用した猟法以外の猟法によってはそれを的確かつ迅速に捕獲等を行うことができない場合がある、人身被害リスクの高い鳥獣の種類を規定することとします。 ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシの3種については、現に人家周辺での人身被害が多数確認されており、銃器を使用した猟法以外の猟法によってはそれを的確かつ迅速に捕獲等を行うことができない場合があることから、緊急銃猟の対象となる危険鳥獣とします。 ニホンジカについては、一般的には人身被害リスクが小さいことから、危険鳥獣には含まないこととしています。
2	〈2（1）①〉 市街地で銃猟を使用することは、人身被害へのリスクがあるため、政令で定める危険鳥獣として、ヒグマ、ツキノワグマ、及びイノシシ3種を定めることとするに反対する。	改正後の法第34条の2第1項において、緊急銃猟の条件として「第34条の4の規定による措置その他の措置を講ずることにより銃猟によって人に弾丸の到達するおそれその他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるとき」に銃猟を行うことができることとしており、人身被害へのリスクがある場合の緊急銃猟は制度上認めていないところです。 また、法第38条において住居集合地域等における銃猟を原則として禁止しているとおり、人の生活圏において銃器を使用することは、それ自体、生活環境の保全の観点から望ましい方法ではなく、銃猟を認めるとしても可能な限り抑制的である必要があります。 このため、緊急銃猟の対象となる危険鳥獣は、 ・ 現に人家周辺での人身被害が多数確認されており、 ・ 銃器を使用した猟法以外の猟法によってはそれを的確かつ迅速に捕獲等を行うことができない場合がある、人身被害リスクの高い鳥獣の種類を規定することとしています。 緊急銃猟の対象をヒグマ、ツキノワグマ及びイノシシとすることは必要最小限であると考えており、原案のとおりとします。
3	〈2（1）②〉 緊急銃猟を実施する者の要件について、緊急性・機動性の観点から、要件は「該当する狩猟免許を有する者」のみに限定し、該当者の範囲を広げるべき。	緊急銃猟の実施は、人の日常生活圏において危険鳥獣の銃猟を実施する者としてふさわしい経験、技能及び知識を有した者でなければ、撃ち損じにより危険鳥獣をいたずらに興奮させ、興奮した当該鳥獣により捕獲従事者が襲われる、あるいは当該鳥獣が周辺住民に襲いかかるなど、かえって事態を悪化させるおそれがあります。 このため、市町村長がその職員等の者に緊急銃猟を実施させる場合には、こうした危害が生じることがないよう、必要な人的要件に適合することを求めることとしています。 該当する狩猟免許を有する者を要件とするのみでは、人の日常生活圏において危険鳥獣の銃猟を実施する者として必要な知識・経験・技能があるとは言えないことから、原案のとおりとします。 なお、緊急銃猟を実施する者の確保については重要な課題であり、今後、環境省においても、都道府県や市町村と連携して、人材の確保に向けて取り組んでまいります。
4	〈2（1）②ア、ウ〉 一般的な空気銃を市街地に出没した危険鳥獣に対し緊急的に使用することはまず考えられないため、空気銃の項目は不要である。	制度上、緊急銃猟で用いる銃の種類に空気銃が含まれますが、有効射程距離や威力が小さいことから、フリーレンジでの危険鳥獣の銃猟に用いることは推奨しないことを想定しています。一方、威力の大きいプレチャージ式の空気銃については、イノシシの止めさしに使用する場合があると認識しており、よって緊急銃猟で使用する場合もあり得ることから、原案のとおりとします。

No.	御意見の概要	対応
5	※（１）①等の数字は、御意見の対象となる「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）等について」にの関係部分を示す。 〈２（１）②〉 銃器には麻醉銃も含まれることを明記するべきである。	原案においても麻醉銃を用いる場合の規定を置いており、緊急銃猟において麻醉銃を用いることがあることは明らかです。なお、環境省が作成する緊急銃猟の運用を解説するガイドラインにおいても、緊急銃猟で麻醉銃も使用できることを解説してまいります。
6	〈２（１）②〉 銃猟者が実施隊に参加している多くの自治体で緊急的な銃猟駆除も含めクマ類への捕殺等は同隊員の公務として行われているところ、緊急銃猟を実施する者の要件に、鳥獣被害対策実施隊についての言及等が見当たらない。	緊急銃猟の実施は、人の日常生活圏において危険鳥獣の銃猟を実施する者としてふさわしい経験、技能及び知識を有した者でなければ、撃ち損じにより危険鳥獣をいたずらに興奮させ、興奮した当該鳥獣により捕獲従事者が襲われる、あるいは当該鳥獣が周辺住民に襲いかかるなど、かえって事態を悪化させるおそれがあります。 このため、市町村長がその職員等の者に緊急銃猟を実施させる場合には、こうした危害が生じることがないよう、必要な人的要件に適合することを求めることとしています。 この人的要件に適合していれば、鳥獣被害対策実施隊に所属しているかに関わらず、緊急銃猟を実施する者がすることが適当であると考えており、人的要件においては鳥獣被害対策実施隊については言及等しておりません。 一方で、実際の運用においては、喫緊に差し迫っているクマ等の人の日常生活圏への出没対策について、銃猟やクマ等の生態に精通する狩猟関係団体や鳥獣被害対策実施隊に参加している者の協力を得ながら対応を進めることとなると考えており、こうした内容は、環境省が作成するガイドラインにおいて解説してまいります。
7	〈２（１）②イ〉 緊急銃猟を実地する者の要件イについて、誰がどのようにして確認するのか。	改正後の法第34条の２において、市町村長は、緊急銃猟をしようとするときは、その職員に緊急銃猟を実施させ、又はその職員以外の者に委託して緊急銃猟を実施させることができるとしており、緊急銃猟を実施する者の要件を満たしているかは市町村長が確認することとなります。 また、緊急銃猟を実施する者の要件の確認方法の詳細については、環境省が作成する緊急銃猟に関するガイドラインで解説する予定ですが、市町村長が緊急銃猟を実施させる者の要件の該当の有無を書面（一般的な誓約書で採用されているようなチェックシート形式を想定。）等で確認を行うことを想定しています。 なお、平時より緊急銃猟を委託する者を特定し、要件への該当性を予め確認しておき、実際にクマ等の出没等があり委託等する際には、状況に変更がないことをその場で確認することで迅速な対応を可能とする想定です。
8	〈２（１）②イ〉 射撃を2回以上としているが射撃の定義が不明であるため、標的射撃もしくは射撃練習と明記すべき。	緊急銃猟は、市町村長が行う公権力の行使として行われ、また人の日常生活圏において実施されるものであることから、法第９条の許可による捕獲等や主として山野において行われる法第11条の狩猟鳥獣の捕獲等よりも、銃器の扱いに慣れ、一定の射撃技能を有することが求められます。このため、過去一年以内に銃器による射撃について二回以上の実績があることを求めることとしています。 本要件は単に銃器の扱いに係る技能を担保するためのものであるため、銃器の種類並びに銃猟及び射撃の対象物は問いません。また、実際の鳥獣の捕獲等か射撃場における射撃かどうかとも問いません。
9	〈２（１）②イ〉 「過去一年以内に銃器による射撃を2回以上」の射撃とは、射撃場での練習射撃のことであれば賛成。狩猟前の射撃練習をしない方、数年間射撃場に行かずスコープ調整しないで有害駆除している方、猟銃を所持して一度も射撃練習しないで有害駆除をしている方が北海道には多くいるので、射撃練習していない方にはヒグマの駆除に従事させないでいただきたい。	緊急銃猟は、市町村長が行う公権力の行使として行われ、また人の日常生活圏において実施されるものであることから、鳥獣保護管理法第９条の許可による捕獲等や主として山野において行われる法第11条の狩猟鳥獣の捕獲等よりも、銃器の扱いに慣れ、一定の射撃技能を有することが求められます。このため、過去一年以内に銃器による射撃について二回以上の実績があることを求めることとしています。 本要件は単に銃器の扱いに係る技能を担保するためのものであるため、銃器の種類並びに銃猟及び射撃の対象は問いません。また、実際の鳥獣の捕獲等か射撃場における射撃かどうかとも問いません。 なお、緊急銃猟を委託等する際に、市町村長は、政令等に定める要件を確認するだけでなく、市町村独自の確認事項について確認を行うことは可能です。よって、市町村として、練習射撃の経験を必須と考える場合には、そのような要件を市町村の判断により追加することはあり得ます。

No.	御意見の概要	対応
10	※（１）①等の数字は、御意見の対象となる「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）等について」に の関係部分を示す。 〈２（１）②ウ〉 「同種」とは何を指すのか。	同種の銃器とは、装薬銃、麻酔銃、空気銃といった銃の種類を指します。例えば、緊急銃猟で装薬銃を用いる場合で複数の装薬銃を所持している場合、どの装薬銃での捕獲等の経験であっても、緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り「同種の銃器」として把握されます。
11	〈２（１）②ウ〉 散弾銃での捕獲実績がない実施隊員は緊急銃猟の際に出動要請ができず、人員が限られてしまうため、ライフル銃での捕獲実績があれば、散弾銃での対応を指示することができるという特例を記載してほしい。	同種の銃器とは、装薬銃、麻酔銃、空気銃といった銃の種類を指します。例えば、緊急銃猟で装薬銃を用いる場合で複数の装薬銃を所持している場合、どの装薬銃での捕獲等の経験であっても、緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り「同種の銃器」として把握されます。 ライフル銃、散弾銃ともに装薬銃であるため、例えば、散弾銃を用いて緊急銃猟を実施しようとする際に、散弾銃での捕獲実績がなくても、ライフル銃等の装薬銃での捕獲実績でも本要件を満たすこととなります。
12	〈２（１）②ウ〉 麻酔銃については、この要件を満たす者が少ないため、動物園等の飼養動物への使用経験や研修での麻酔銃の射撃訓練の経験等、捕獲経験に相当する経験を認めるよう要件を緩和していただきたい。	ここでいう「鳥獣の捕獲等をした経験」とは法の対象である野生の鳥獣に限られるため、動物園等の飼養動物に関する経験は当てはまりません。本要件は、緊急銃猟を実施する者としては、野生鳥獣について一定の捕獲経験があることが望ましいことから要件として求めるものです。
13	〈２（１）②ウ〉 通常の有害鳥獣捕獲とは異なり、麻酔銃を使用する機会是非常に限られるほか、狩猟のように自ら捕獲の機会を設けることも無いため、麻酔銃を使用して緊急銃猟を実施する場合の要件を緩和してほしい。	法第２条第７項において「捕獲等」とは「捕獲又は殺傷」をいうこととしており、「鳥獣の捕獲等をした経験」とは、例えば、麻酔銃猟の注射針を対象鳥獣に当てた場合（※麻酔の効果により不動化に至ったかどうかは問わない）も含まれることとなります。加えて、「鳥獣の捕獲等をした経験」は人の日常生活圏で行われたものに限定されず、山野での錯誤捕獲個体への麻酔銃猟も含まれます。

No.	御意見の概要	対応
14	※（１）①等の数字は、御意見の対象となる「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）等について」にの關係部分を示す。 〈２（１）②ウ〉 ウの要件にある「捕獲等」とは、当該銃器を使用して危険鳥獣等を捕獲(捕殺)した経験のみとなるか。	法第２条第７項において「捕獲等」とは「捕獲又は殺傷」をいうこととしています。 そのため、捕獲等を行った経験とは、例えば、止めさし等の銃猟の経験や、麻酔銃猟の注射針を対象鳥獣に当たった場合（※麻酔の効果により不動化に至ったかどうかは問わない）も含まれます。また、法第９条の許可を受けて行う捕獲、いわゆる登録狩猟、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲といった種別は問いません。
15	〈２（１）②ウ〉 麻酔銃対応者自体が少ない中、さらに対応できる者が限定されないよう、麻酔銃に関しては、３年以内の要件を廃し、「過去に実績がある者」とした方が良いと考える。	人の日常生活圏において適正に危険鳥獣の捕獲等を行うために必要となる一定の大型獣の捕獲等の経験は、最近の経験であることが望ましいことから原案のとおりとします。 なお、本要件は、環境省令で定める認定鳥獣捕獲等事業者が行う指定管理鳥獣捕獲等事業の要件と類似させて定めています。
16	〈２（１）②ウ〉 緊急銃猟実施者として考えられる特別職の職員等の人材管理が通常「年度」単位で行われている実情を踏まえると、本条文における「三年以内」ではなく「三年度以内」とすることがより合理的である。	銃猟を行う日から起算しなければ、時期によっては参照する期間に差が生じることとなるため、年度単位とすることは困難です。そのため、原案のとおりとします。 なお、本要件は、環境省令で定める認定鳥獣捕獲等事業者が行う指定管理鳥獣捕獲等事業の要件と類似させて定めています。
17	〈２（１）②エ〉 夜間の緊急銃猟に対応可能な人員の要件である技能基準を緩和すべき。	夜間（日出前又は日没後）に建物の外において銃猟を実施する場合には、日中と比べて視界が悪くなることから、打ち損じがないよう捕獲従事者に高い命中精度を有することや安全管理について一定の講習を受けることを求める必要があります。そのため、原案のとおりとします。なお、夜間に建物内で緊急銃猟を実施する場合や夜間に麻酔銃を使用して緊急銃猟を実施する場合については本要件への適合は求められません。
18	〈２（１）③〉 通行禁止・制限の手続は迅速な対応が必要であるため、通行禁止・制限に関する手続きは原則不要とし、現場責任者の判断で即時実施できるよう緩和すべき。	法第34条の４第１項において、市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める手続に従い、当該危害が発生するおそれのある場所の通行を禁止し、又は制限することができると規定されています。本政令・省令においては、法により手続の実施そのものは規定されている前提で、通行制限措置を円滑に実施するために必要な手続の内容を定めるものです。 なお、実際に緊急銃猟を行う際にはこれらの手続を迅速に進める必要があり、環境省が作成する緊急銃猟に関するガイドラインにおいても当該手続について解説します。
19	〈２（１）③ア〉 警察署長への通報前の協議は鉄道事業者のみならず公有道路管理当局および道路事業者への協議も要される。	本規定は、緊急銃猟の実施に関連する法令との調整が必要なものについて手続規定を設けることとしたものです。なお、緊急銃猟の事務を担う市町村向けのガイドラインにおいては、道路管理者への連絡についても記載する予定です。
20	〈２（１）③イ〉 鉄道会社と協議をしていると対応が遅れるため警察同様に通告とすべきである。	鉄道のある区域の通行禁止・制限に当たっては、鉄道施設管理者の専門的知見をもって対応することが求められることから、当該施設管理者に事前に協議をする必要があると考えています。そのため、原案のとおりといたします。
21	〈２（１）③エ〉 通行の禁止又は制限の手続について、ウェブサイトへの掲示では迅速に情報が伝わらないため、災害時同様にエリアメール等のプッシュ型通知とすべきである。	通行の禁止又は制限がされている場所は広く周知されるべきであることから、類似法令にならい、掲示事項については自動公衆送信により公衆の閲覧に供することとするものです。「環境省令で定めるところ」としては、市町村のウェブサイトへの掲載により行うこととすることが想定されますが、このウェブサイトとは、SNS等も含むものであり、環境省が作成するガイドラインにおいては、最低限周知すべき内容の例等についても丁寧に解説してまいります。

No.	御意見の概要	対応
22	※（１）①等の数字は、御意見の対象となる「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）等について」にの關係部分を示す。 〈２（２）①〉 ニホンジカの捕獲経験を有する者に、ヒグマの緊急銃猟を実施させることは危険である。	危険鳥獣が頻繁には出没しない地域に出没した場合に、危険鳥獣の捕獲経験のある捕獲者がいない事態も考えられます。この点、危険鳥獣と同じ哺乳類で、急所の考え方を含め体の構造や大きさが類似している鳥獣の捕獲経験は、危険鳥獣を適正に捕獲等をするための経験になると考えられることから、危険鳥獣に類する環境省令で定める鳥獣（ニホンジカ）の捕獲経験も当該規定の捕獲経験の対象とします。
23	〈２（２）④〉 損失補償の手続について、鳥獣被害対策実施隊による「緊急銃猟」（公務）と非実施隊による実質委託業務を混同ではなくそれぞれを想定して記されるべき。	緊急銃猟により生じた物損については、緊急銃猟を実施した者が鳥獣被害対策実施隊であるかどうかに関わらず、改正後の法に基づき市町村長に対し請求を行うこととしていることから、請求の手続についても同様に鳥獣被害対策実施隊による緊急銃猟であるかどうかを区別して定める必要はないと考えます。
24	〈３〉 ９月施行は遅い。クマは既に各地に出没しているため、予定を繰り上げて施行を検討してほしい。	地方自治体等が緊急銃猟の実施に関する準備を行う期間を取る必要があることから、施行期日は令和７年９月１日とします。
25	その他	危険鳥獣の定義や名称についての御意見等、改正後の法そのものや緊急銃猟制度の具体的な運用方法等（今般の政省令で定める事項を除く）、その他鳥獣の保護や管理に関する御意見は、今般の意見募集対象外となりますが、今後の施策の参考とさせていただきます。 また、緊急銃猟制度の具体的な運用方法（捕獲の担い手の確保・育成や関係機関との連携等を含む）については、環境省が作成するガイドラインにおいて解説してまいります。